

百年企業研究会会則

(目的)

第1条

本会は「一流」を目指す集団である。

(名称)

第2条

本会の名称を「百年企業研究会」とする。

(事業内容)

第3条

本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会、外部講師の招聘、セミナー参加、会社研究など、随時、実施する。
2. 事業内容は、会員の総意をもって決定する。

(会員)

第4条

会員は本会の目的に賛同する中小企業経営者などをもって組織する。

(遵守事項)

第5条

会員は、信義を旨とし、本会の活動に積極的に参加するとともに、本会で知り得た企業情報を、未来永劫、他に漏らしてはならない。

(役員)

第6条

本会は次の役員を置き、任期は定めない。

1. 代表幹事、幹事（若干名）、事務局長、会計担当
2. 幹事会は、必要に応じて開催する。

(会費)

第7条

月当たり 5,000 円（年間 60,000 円）とする。

2. 会費は 6 ヶ月前納とする。毎年 4 月、10 月に徴収する。
3. 途中入会者は、入会の月から月数で徴収する
4. 聴講生の会費は半額とする。（大学生は無料）

(活動期間)

第8条

毎年 4 月 1 日から、1 年間をもって事業年度とする。

(会則の改訂)

第9条

出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て行う。

付則：本会則は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。